

5川健介保第1680号
令和6年3月29日

市内地域包括支援センター設置者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

令和6年4月以降の介護予防支援業務等の委託料について（通知）

日ごろから、本市介護保険事業の運営に多大なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年4月の国の介護報酬改定を受け、介護予防支援費及び本市介護予防・日常生活支援事業における介護予防ケアマネジメント費の金額を変更いたします。

これに伴い、現在居宅介護支援事業者との間で行っている介護予防支援業務等の一部委託にかかる契約において、契約内容等の変更を行う必要がある場合がありますので、御留意ください。

なお、上記により契約内容の変更を行った場合について、委託料にかかる「代理受領委任状（様式第1号）」を再度提出していただく必要はありません。

また、契約内容の変更に際しては別添資料を御参照ください。

介護保険課給付係 担当
電 話 044-200-2687
F A X 044-200-3926

単位数の変更について

令和6年度4月の報酬改定に伴い単位数を変更いたします。下記のとおり契約書の記載例を御参考にしてください。

参考例

(委託料)

第〇条 本契約に基づき甲から乙に支払われる委託料は次の各号のとおりとする。

- (1) 介護予防支援費、介護予防ケアマネジメントA又は介護予防ケアマネジメントBは、1件当たり3,932円とする。
- (2) 初回加算、委託連携加算及びインフォーマル加算は1件当たり2,668円とする。
- (3) 委託強化加算は1件当たり1,668円とする。

2 前項各号の委託料には、取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。

3 乙は、介護予防サービス・支援計画書を作成するにあたって、乙の通常のサービス提供地域外に訪問・出張する場合には、当該要支援者等から交通費（実費）の支払いを受けることができる。

※ 神奈川県国民健康保険団体連合会を介して介護予防ケアマネジメント業務の委託料を委託先の居宅介護支援事業者に支払う場合、介護予防支援業務の委託料と同様に、委託率は委託強化加算を除き80%といたします（介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費のうち、8割が委託先の居宅介護支援事業者へ、2割が地域包括支援センターに支払われます。）。

ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会を介さずに、委託料を地域包括支援センターから委託先の居宅介護支援事業者へ支払う場合は、地域包括支援センターと委託先の居宅介護支援事業者との契約に基づき任意の委託率を設定することは差し支えありません。